

特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)

令和7年1月
軍縮会議日本政府代表部

1 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)とは

CCW: Convention on Certain Conventional Weapons

- 非人道的な効果を有する特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については、ジュネーブ第一追加議定書(1977年採択、78年発効、我が国は04年加入)が採択される過程において議論されたものの結論が得られず、その後、1979年及び80年の2回の国連会議の結果、80年にCCWが採択された。83年に発効(我が国は82年批准書寄託)。
- 我が国は、通常兵器に関する規制、制限、禁止を議論する多国間枠組みとして、技術的、軍事的、国際人道法を含む法的側面及び安全保障環境等、様々な側面から検討を行うことができるCCWを重視。今後もCCWの普遍化並びに同条約の下での国際的なルール作り及びルールの履行に向けて、積極的に貢献する方針。

2 本体条約及び附属議定書の内容

- 手続等基本的事項につき規定した本体条約(締約国・地域数は128)及び個別の通常兵器について規制する5つの附属議定書から成る。本体条約には米、中、露、印、イスラエル等主要国も参加。

議定書I(検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書(83年発効))

検出不可能な破片によって傷害を与えることを第一義的な効果とする兵器の使用を禁止(使用の全面禁止)。

議定書II(地雷、ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する議定書(83年発効、96年に改正(改正議定書II)、98年発効))

96年に改正された議定書は内乱にも適用され、また、一定の地雷(探知不可能なもの、自己破壊機能を有さないもの)の使用制限や移譲の規制が盛り込まれた。

議定書III(焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書(83年発効))

文民及び民用物をナパーム弾等の焼夷兵器による攻撃目標とすること、人口密集地域にある軍事目標を攻撃目標とすること等を禁止(部分的使用規制)。

議定書IV(失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書(98年発効))

永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器の使用及び移譲を禁止。

議定書V(爆発性戦争残存物(ERW)に関する議定書(06年発効、我が国は未締結))

紛争後の対応措置や、不発弾の発生を最小化するための技術的予防措置を規定。

(注)2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム(LAWS)に関する政府専門家会合(GGE)が開催されている。2019年には、GGEにおいてLAWSに関する指針11項目が作成され、同年11月のCCW締約国会議において正式承認された。